

氷見市農業委員会 定例総会議事録

(平成28年度 4月度)

- 1 日 時 平成28年4月7日(木)
開会：午後2時55分
閉会：午後4時
- 2 場 所 氷見市役所 201会議室
- 3 出席委員 23名
1番 川上 悦男 2番 宮内 隆 4番 澤井 義昌
5番 片折 正明 6番 伊藤 清治 7番 田中 昭一
8番 寶住 與一 9番 定塚 俊弘 10番 前 建治
11番 寺山 正榮 12番 舟金 敏明 13番 石丸 清志
14番 関谷 博文 15番 北嶋 孝三 16番 飯野 健
17番 正保 哲也 18番 阿字野忠吉 19番 両國 明美
20番 木沢 孝子 21番 角地 富雄 22番 六田 敏夫
23番 藤林 久一 24番 江添 良春
- 4 欠席委員 な し
- 5 議 題 第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定について
第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件
第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件
第4号議題 賃借料情報の提供について
第5号議題 農作業標準料金の決定について
- 6 職務のため出席した事務局等職員
4名
局 長 野村 佳作 農林畜産・いのしし等対策課長 茶木 隆之
主 査 清水 徹夫
臨時職員 嵐 由佳里
- 7 総会の概要

(事務局) 定刻となりましたので、ただいまから、平成28年度4月度定例総会を開

催いたします。

はじめに、会長から挨拶がございます。

(会 長) 挨拶 (略)

(事務局) ありがとうございました。

4月1日付けの人事異動で、新任となりました職員から挨拶をさせていただきます。

※新任あいさつ(野村局長、茶木農林畜産・いのしし等対策課長)

それでは、恒例であります農業委員憲章の朗読を六田委員の主唱により、皆様をお願いいたします。

……………農業委員憲章の朗読……………

(事務局) 次に、本総会の議長は、氷見市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。

□議長(会長) それでは、本日の総会に付議する案件は、

第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定について

第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件

第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件

第4号議題 賃借料情報の提供について

第5号議題 農作業標準料金の決定について

です。

□議長(会長) なお、本日の欠席委員はおりません。

□議長(会長) これより議題に入りますが、本日の議事録署名委員として、六田委員、江添委員をお願いいたします。

□議長（会長） 第1号議題に入る前に、寺山委員が関係人でありますので、この議事の間は、一時退出をお願いいたします。

（※利用権設定の関係人：寺山委員には、第1号議題の審議の間は、退出してもらおう。）

それでは、第1号議題『農業経営基盤強化促進事業適格決定』につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） それでは第1号議題、農業経営基盤強化促進事業適格決定について、ご説明申し上げます。

第1号議題、番号1～——の借受人及び貸付人の氏名、面積を朗読以上、新規——筆、再設定——筆の計——筆、——m²、借受人——名、貸付人——名から利用権設定されるものです。

なお、これらの案件は農業基盤強化法第18条第3項に掲げる、基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事者等の各要件を満たしていると考えます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があればお願いします。

なお、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

□議長（会長） 異議がありませんか。

……………異議なしの発声……………

□議長（会長） 異議がないと認め、第1号議題、農業経営基盤強化促進事業適格決定、——件について原案のとおり承認することとします。

第1号議題の審議が終了しましたので、関係人の寺山委員に入場していただきます。

（※利用権設定の関係人：寺山委員に入場してもらおう。）

□議長（会長） 次に、第2号議題、農地法第3条の規定による許可申請に対し許可を与える件について、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第2号議題、農地法第3条の規定による許可申請について許可を与え

る件をご説明申し上げます。それでは、*ページをご覧ください。

・番号1から5まで、申請地は氷見市——番ほか一筆—— m^2 を、譲渡人氷見市——番地（氏名**）ほか一名から、同じ譲受人氷見市——番地（氏名**）へ所有権を移転するものです。

・番号6、申請地は氷見市——番ほか一筆—— m^2 を、譲渡人氷見市——番地（氏名**）から、譲受人氷見市——番地（氏名**）へ所有権を移転するものです。

・番号7は県外に住む譲渡人から、市内の農家への所有権移転で、申請地は氷見市——番の一筆—— m^2 を、譲渡人千葉県酒々井町——番地（氏名**）から、譲受人氷見市——番地（氏名**）へ所有権を移転するものです。

・番号8も県外に住む譲渡人から、市内の農家への所有権移転で、申請地は氷見市——番ほか一筆—— m^2 を、譲渡人堺市——番地（氏名**）から、譲受人氷見市——番地（氏名**）へ所有権を移転するものです。

・番号9も県外に住む譲渡人から、市内の農家への所有権移転で、申請地は氷見市——番一筆—— m^2 を、譲渡人金沢市——番地（氏名**）から、譲受人氷見市——番地（氏名**）へ所有権を移転するものです。

いずれの案件も、農地法第3条第2項各号に規定されている不許可の要件に該当しておらず、許可が相当と判断されます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があれば、お願いします。

なお、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………異議なしの発声……………

□議長（会長） 異議がないと認め、第2号議題、農地法第3条の規定による許可申請に対し許可を与える件、一件について原案のとおり許可を与えることといたします。

□議長（会長） 次に、第3号議題、農地法第4条及び第5条の規定による許可申請に対し意見を付する件につきまして、事務局の説明を求めます。

(事務局)

はい、それでは、第3号議題、農地法第4条及び第5条の規定による許可申請に対し意見を付する件、一件につきまして、説明申し上げます。

なお、許可基準につきましては、後ほど説明申し上げます。

申し訳ございませんが、資料一ページの一覧表の番号5番の案件につきまして、添付資料不備のため、今総会の案件にて付議することを見送りましたので、二重線等にて削除をお願いいたします。申し訳ございませんでした。

資料の一ページをご覧ください。

番号1、地区は———地区です。

譲受人が氷見市———番地（氏名**）

譲渡人が氷見市———番地（氏名**）

申請地は氷見市———番

地目は登記、現況が畑、面積は———m²です。

農地区分は第3種農地で、転用目的は———、権利は———です。

資料の一ページに申請地の位置関係を示してあります。

番号2、地区は———地区です。

譲受人が氷見市———番地（氏名**）

譲渡人が氷見市———番地（氏名**）

申請地は氷見市———番、外2筆

地目は登記、現況が田、面積は———m²です。

農地区分は第2種農地で、転用目的は———、権利は———です。

資料の一ページに申請地の位置関係を示してあります。

番号3、地区は———地区です。

譲受人が氷見市———番地（氏名**）

譲渡人が氷見市———番地（氏名**）

申請地は氷見市———番

地目は登記、現況が畑、面積は———m²です。

農地区分は第3種農地で、転用目的は———、権利は———です。

資料の一ページに申請地の位置関係を示してあります。

番号4、地区は———地区です。

譲受人が氷見市———番地（氏名**）

譲渡人が氷見市———番地（氏名**）

申請地は氷見市——番、外1筆
地目は登記、現況が田、面積は——m²です。
農地区分は第1種農地で、転用目的は——、権利は——です。
資料の——ページに申請地の位置関係を示してあります。

引き続き、許可基準について説明を行う。

□議長（会長） 質問を受ける前に、先般*月**日に行われました**委員と*委員による現地調査について、報告を受けたいと思います。
**委員をお願いします。

(*委員) 先般*月**日、わたくしと*委員及び事務局2名で実施しました現地調査の結果について報告いたします。

今回の案件4件につきましては、隣接地との境界がしっかりと確認されており、転用後における用排水路への影響や、周辺農地への影響にも問題がないことを確認いたしました。

また、今回の案件4件ともに隣接農地がないため、隣接農地耕作者からの承諾書の添付はありません。

あと、4件ともに「氷見市土地改良区」からの同意書、及び番号1番につきましては「西条畑地かんがい土地改良区」、番号2につきましては「氷見柳田土地改良区」からの同意書も添付されております。

以上、今回の案件につきましては、原案のとおり許可相当であると判断したことを、ご報告いたします。

□議長（会長） 事務局の説明と**委員の現地調査による報告を踏まえ、異議又は質問があればお願いします。
なお、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………異議なしの発声……………

□議長（会長） 異議がないと認め、第3号議題『農地法第4条及び5条の規定による許可申請に対し意見を付する件』、4件について原案のとおり許可を与えることとします。

□議長（会長） 次に、第4号議題、賃借料情報の提供について、事務局の説明を求め

ます。

(事務局)

第4号議題、「賃借料情報の提供」について、説明申し上げます。

根拠法令は農地法第52条で、「農業委員会は賃借等の動向、その他、情報の提供を行うものとする。」と規定されています。

お手許の資料の、——ページをご覧ください。

賃借料は、平成27年1月から12月までの1年間に利用権設定された情報を基に、積算、集計、作成をいたしました。

この賃借料実績データを市内19地区に分けて、それぞれを基盤整備地域と未整備地域、1級地、2級地、3級地及び最高額、最低額、平均額、データ数を出しております。

対象データの抽出は、まず、データ———件のうち、地目が田で、権利の種類が賃貸借のデータ———件を抽出し、地区ごとにそれぞれの平均額と比較して金額が突出しているものを取り除きました。

(平均額の1.7倍より高いものと、0.3倍より安いもの)

なお、賃借料が突出しているために、表から除外したものは——件ありました。

その結果、対象データが———件となっており、平成26年の———件と比較して、———件の減となっております。

また、賃借料を金額でなく、物納しているケースが、———件ありましたが、氷見市農協の平成27年産コシヒカリの買い入れ価格で金額換算しており、60kg当たり———円と設定いたしました。

昨年の———円に対して———円の増額となっております。

今後、情報提供の方法としましては、農業委員会事務局や農協の各支所でご覧いただくことが可能であるほか、「広報JAひみし」及び「広報ひみ」の各広報誌への掲載を行ってまいります。

以上でございます。

原案のとおり提供してよろしいか、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

□議長(会長) 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があれば、お願いします。

なお、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………異議なしの発声……………

□議長（会長） 異議がないと認め、第4号議題、賃借料情報の提供について、原案のとおり情報提供することといたします。

□議長（会長） 次に、第5号議題、農作業標準料金の決定について、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第5号議題、農作業標準料金の決定について、説明させていただきます。

別紙にてお手元にお配りしました、氷見市農作業標準料金一覧表（案）をご覧ください。

平成25年度の改定から3カ年が経過し、今年度が改定年度となっていることから、「氷見市農作業標準料金」を、今回、こちらの一覧表のとおり策定いたしました。適用期間は平成28年度から30年度までの3年間となります。

なお、農作業標準料金は、「農作業受託の促進と農業機械の有効利用を図るための「作業料金」の目安として策定するものであります。

昨年の12月、富山県農業会議が、平成28年度の標準料金を策定しました。県農業会議の金額を参考にし、さらには、JA 氷見市農業機械課から、「大手3社の農機具販売価格」などを入手し、これら金額を基に算出しました。

次に別紙にてお手元にお配りしました、農作業標準料金比較表をご覧ください。前回の金額と比較いたしますと、全体的に数%から10%程度の増額となっております。

最後に、情報提供としましては、農業委員会事務局や農協の各支所でご覧いただくことが可能であるほか、「広報ひみ」、「広報JA ひみし」等の各広報誌への掲載により行っていきます。

以上でございます。原案のとおり決定してよろしいか、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があれば、お願いします。

なお、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………異議なしの発声……………

□議長（会長） 異議がないと認め、第5号議題、農作業標準料金の決定については、
原案のとおり決定し、情報提供することといたします。

□議長（会長） 以上で本日の付議案件は、全て審議されました。
これで、氷見市農業委員会4月度定例総会を終了します。

次回、5月度定例総会は、5月6日（金）の午後3時から、本日と同じ場所、市役所C棟2階の201会議室で開催を予定しています。

・その他連絡事項

氷見市農業委員会総会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名する。

平成28年4月7日

議 長

署名委員

署名委員